

雲仙市男女共同参画推進条例施行規則

令和3年12月28日

雲仙市規則第45号

(目的)

第1条 この規則は、雲仙市男女共同参画推進条例（令和3年雲仙市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出の方法)

第2条 条例第16条第1項の相談の申出（以下「相談の申出」という。）は、相談申出書（別記様式）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、相談申出書を提出できない場合は、口頭その他適切な方法で行うことができる。

(処理しない相談等)

第3条 市長は、前条の相談の申出の事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、処理しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立てにより審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく監査の請求を行っている事案に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が処理することが適当でないと認める事項

2 市長は、前項の規定により相談の申出を処理しないときは、当該相談の申出を処理しない旨を当該相談の申出を行った者に通知するものとする。

(庶務)

第4条 条例第17条の雲仙市男女共同参画審議会の庶務は、地域振興部地域づくり推進課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。